

特殊車両・過積載車両の合同取締り結果

特殊車両の違法運行や過積載車両による、道路・橋梁の損傷や事故を未然に防止することを目的に、長岡国道事務所と南魚沼警察署による合同取締りを実施しました。

取締り実施結果

取締り日時：令和8年6月17日（水） 14時～16時

取締り場所及び結果

- ・国道17号 塩沢除雪ステーション（南魚沼市大字関字大塚地先）
取締り実施台数：2台 うち違反指導：1台

<違反指導の内訳>

- 道路法に基づく特殊車両の取締り
 - ・許可証不携帯（警告）：1台
- 道路交通法に基づく重量の取締り
 - ・過積載：0台

道路を安全に利用していただくにはルールを守り、整備された車両による適切な運行を心がけなければなりません。

今後も引き続き、道路利用者に対して規制を周知するとともに、理解していただけるよう呼び掛けてまいります。

配布先
長岡市記者会
長岡地域記者会
魚沼記者会

お問い合わせ先：

【特殊車両の通行許可に関するについて】

国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所

管理第一課長 平塚 洋一郎 [電話] 0258-36-4552 (内線431)

【過積載に関するについて】

新潟県 南魚沼警察署

交通課長 近藤 芳靖 [電話] 025-770-0110

ふるさとの ぬくもり伝える 道づくり

国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所

〒940-8512 新潟県長岡市中沢4丁目430-1

パソコン、スマートフォン
X(イクス)

<https://www.hrr.mlit.go.jp/chokoku/>
https://x.com/mlit_chokoku

事務所HP



X(イクス)



【取締り実施状況】



車両の寸法を計測しています。



車両の寸法を計測しています。



特殊車両通行許可証提出を求めています。



車両の重量を計測しています。

下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」又は「通行確認」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどが これを超えません。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に 応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大10t



【注意】

・車両の大きさや重さに関する制限は道路法のほかにも「道路車両運送法」、「道路交通法」でも定めがあります。

・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」又は「通行確認」が必要です。